

一般質問発言通告書

発言順位 1 番

下記事項について質問をしたいので、会議規則第51条第1項の規定により通告します。

令和6年 6月 11日

三島市議会議長 堀江 和雄 様

三島市議会議員 2 番 沈 久美

質問事項 1	離婚後の共同親権に関する民法改正をふまえた対応について
具体的内容	離婚後も父親・母親双方が親権を持つ「共同親権」を新たに規定した改正民法が先月 17 日、国会において可決し、2 年以内に施行されることとなります。改正で最も注目すべきポイントは親の責務等が明文化されたこと、そして子の連れ去りの原則禁止です。
	単独親権下における離婚後の親子のあり方・共同養育の推進について、これまで2回、一般質問で取り上げました。1 回目は、主に離婚後の別居親子の面会交流について確認し、三島市は相談や希望があった際、関連パンフレットの配布や面会交流の場として市の施設を提供するといった支援を継続していただいているものと認識しています。また2回目は主に、離婚による片親疎外の子への影響をお伝えし、親子交流支援のさらなる充実を求めました。
	三島市の離婚件数は高くはありませんが、それでも、親権を得るための子の連れ去り報告や、子の学校行事に参加できない別居親の悩み等は皆無ではありません。国会での活発な議論の陰で、自治体の役割について積極的に検討されている様子は見られません。施行前とはいえ、改正民法の理念の変更はされています。現段階から共同親権の原則に基づいた対応が必要であると考え、子どもの最大の福祉のため市がどのような役割を果たしていくのか見解を伺います。
	1 三島市における離婚件数（離婚率）の推移、およびひとり親世帯の実数、離婚後の親権問題や親子交流に関する相談件数の推移
	2 離婚前親教育、共同養育計画、親子交流など、離婚後の支援に関する見解（広域を含む）
	3 子が通う園や学校の行事への別居親参加促進についての見解
	4 他の自治体で行われている養育費の強制徴収についての見解
質問事項 2	学校給食におけるうずらの卵およびミニトマトの提供中止について
具体的内容	本年2月26日、福岡県みやま市内の小学校において1年生の男子児童がうずらの卵を喉に詰まらせて亡くなる事故がありました。この痛ましい出来事を受け、各地で使用を控える動き、注意を促しつつも提供を継続する動きといった、相反する二つの対応が見られました。栄養価が高く安価で子どもに人気の当該食材の扱いについて、奇しくも学校給食に対する自治体間の捉え方の違いを見ることとなり、この機にさまざまな観点から検証する必要があると考えます。
	三島市教育委員会は4月30日、窒息事故の防止にかかるうずらの卵およびミニトマトの提供中止の文書を小中全校の保護者に向けて配布しました。事故発生からの経緯をはじめ、教育の一環である学校給食全般の中で特に関連する事項について見解を伺います。
	1 事故発生から提供中止決定までの経緯について（市内における過去のヒヤリハット報告・軽微および重大事故事例の有無、ミニトマトも中止対象にした理由、高学年・中学生まで含めた理由、小児科医・口腔歯科医その他専門家との協議の有無、保護者の反応、方針決定まで2か月を要した理由等）
	2 特定食材を排除し提供品目を減らすことへの影響（当該食材の年間使用量、栄養・献立・食体験・生産者・発注・経費）、および代替食材に関する見解
	3 食材マター以外の問題として、給食時間、食べ方等の課題に関する見解
	4 今後について（中止は一時的なものか。子どもの口腔機能未発達の原因調査、嚙む力増進トレーニング、箸を含むカトラリーの使い方訓練など、注意喚起指導以外に、自分で考え、どんなものでも安全に楽しくおいしく食べる力をつけていく取り組みについての見解）